

令和 5 年 12 月 18 日

「これまでの論点整理（未定稿）」に対する見解
「科学」に基づく「協議」を求める

日本学術会議
会長 光石 衛

「日本学術の在り方に関する有識者懇談会」では、各委員から示唆に富む多くの意見をいただき、それらは、今後の日本学術会議の運営に活かしていきたいと考えている。しかし、令和 5 年 12 月 13 日に事務局より提示された「これまでの論点整理（未定稿）」（資料 4）（以下「本資料」という。）は、法人化後の組織形態の詳細について明確にしないまま、法人化のメリットのみを挙げてデメリットの検討をしない結論ありきの内容であり、科学的な分析に基づくものとはいえない。本資料の問題点は、全般にわたる事項と個別的事項に大別され、個別的事項には「別紙」に示す通り、①根拠に乏しく事実誤認または認識の違いがある事項、②事実の記述が片面的で記述が不十分な事項、③記述相互に矛盾がある事項、④書きぶりやエディトリアルな点に問題がある事項、⑤日本学術会議が提起した論点が検討されておらず、または日本学術会議と考えが異なる事項等がある。

本資料の問題点のうち、全般にわたる事項および特に重要な個別的事項は、次の通りである。

1 日本学術会議の中では、「科学」は「学術」とほぼ同じ意味で使われている。原案では、「科学」が「学術」の意味で使われていたり、「科学・技術」（Science and Technology）や「技術」（Technology）の意味で使われていたりして、統一されていない。科学的助言とは、Science and Technology だけに基づいた助言ではなく、人文社会科学、生命科学、理学・工学の全ての分野の学術に基づいた助言であるが、そのようには記されておらず、技術のみを念頭に置いていると解される記述が散見される（1～3 頁）。また、学術には、文学や理学のように人の心を豊かにしたり、夢を与えたりする分野があるが、そのことが軽視されている。このような学術の多様性をないがしろにしない観点が重要と考えられるので、文章の修正をお願いしたい。

2 ナショナルアカデミーが充たすべき 5 要件について、日本学術会議は、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議）および日本学術会議総会（第 190 回）における議決「声明 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方ー自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けてー」（令和 5 年 12 月 9 日）において具体的に提示しているところである。しかし、本資料においては、例えば、5 要件の一つである「活動面での政府からの独立」に関し、現在保証されているような規則制定権の重要性等について全く言及がない。また、財政基盤強化については多くの委員が指

摘したところであるが、本資料の記述（10頁）は、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」という現行の日本学術会議法の規定（1条3項）よりも、大幅に後退した内容となっている。

3 本資料において、法人化しないと困難と明記されている事項は、①外国人会員、②財政基盤の多様化、③立法府への提言のみであり、④メディアとの連携等については、国の機関では「行いにくい」と述べるにとどまっている。しかし、これらに係る本資料の記述には、次の問題点がある。

(1)外国人会員については、ダイバーシティ確保のためにその必要性が強調されているが、ダイバーシティには、ジェンダー、地域、年齢等、さまざまな観点が含まれる。それらの観点から見ると、日本学術会議の会員構成は、他の機関と比較してダイバーシティが低いとはいえない。また、正会員とすることの必要性が強調されているが、現在でも外国人が委員会の正式の構成員として議論に参加していること、法人化しない場合でも立法措置により外国人会員が可能になること等、日本学術会議が指摘した事実については記載・考慮されていない。

(2)財政基盤の多様性については、例えば、かつての「国立学校特別会計法」のように、日本学術会議法に特別会計に係る規定を置くことにより外部からの対価の受取りが可能になることは既に指摘した通りであるが、それ以上に日本学術会議が重視しているのは特定の利害からの中立性の確保であり、安易に対価を受け取ることは適切ではないということである。日本学術会議の海外状況調査結果においても、主要国のアカデミーが対価を受け取っていないか、極めて厳格な要件を設けていることが示されているが、本資料では、中立性の確保の重要性が真摯に検討されていない。日本学術会議の公益性に鑑み、経費を政府の負担としている現行法の仕組みは、その趣旨を徹底したものであり、合理性がある。したがってこの問題については、日本の状況を踏まえて慎重な制度設計を行う必要があり、法人化すれば容易に多様な資金が獲得できるかのような想定をすべきではない。むしろ、より広範な資金獲得の方策を検討することは将来の課題の一つと考えるべきである。

(3)立法府への助言機能については、本資料において何らかの仕組みが担保されているわけではない。その一方で、国の機関についても、国会への意見具申に係る規定を置く例があり、法人化しなければ実現できないものではない。

(4)メディアとの関係については、日本学術会議は、中立性の確保の観点から特定のメディアとのみ関係を深める必要性を認めていないし、むしろ不適切であると指摘しているが、この点については記述されていない。なお、公的機関に要求される中立性に反しない形でメディアを通じた広報活動については、国等の公的機関が行うことも可能であり、また現に実施している。法人化しなければメディアとの連携ができないということはない。

以上のように、本資料は、法人化が現在よりも適切な組織形態であるという合理的な根拠を示していない。また、現行の日本学術会議法の仕組みが5要件を充たすものであるにもか

かわらず、「政府の機関であることは不適切である」と結論づけている点も容認できるものではない。

日本学術会議は3年ごとに半分の会員を入れ替えることにより新陳代謝を図って若手研究者の参画を促すとともに、多くの会員が学術と社会貢献への強い熱意に支えられて数多くの意思の表出を行ってきた。また、内閣総理大臣「所轄」の特別の機関として、政府の中にありながらも高い独立性が制度的に保障されることにより、国に対する助言機能の実効性が確保されてきた。その時々、政治的判断から独立して「真に学術的な観点」から踏み込んだ勧告を行うこともあり、それが政府により十分な重みを持って受け止められるための仕組みである。このような現行法の仕組みは、日本独自の知恵ともいえるべきものである。しかし、本資料は、「我が国の学術会議を海外諸国のアカデミーと単純に比較することは適当ではなく」、「我が国における歴史的経緯」を踏まえる必要があるとしながら、実際には、現行制度のメリットや歴史的経緯に関する検討を十分には行っていない。本資料が述べるように「国民の総意の下に設立されるべき組織である」ということを強調するのであれば、むしろ日本学術会議の推薦に基づき国民の名において内閣総理大臣が会員を任命するという現行法の姿は、日本学術会議の自律性と国民の総意に基づく組織という2つの要請を適切に体现しているとも考えられるところである。

また、本資料は、「国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、これまでの議論の中で確認されていない」とする。しかし、本資料は、会員の人数・任期・定年等、組織の根幹に関わる事項について大きな変更可能性を強く示唆しつつも相互に矛盾する事項を列挙するにとどまり、かつ、財政基盤の強化等を含め法人化後に想定される組織形態の詳細が示されていないために、デメリットの議論が行われていないにすぎない。しかも、代替案の比較検討すら行わないまま法人化を是とすることは、科学に基づく政策決定に相反する。

日本学術会議は、短期的に行政コストがかかる改革であっても、中期的に真に必要な改革であれば取り組むべきであると考えられるものであるが、逆に言えば、必要性、有効性、効率性等に欠ける改革は行う意味がない。むしろ、法人化の具体的な制度設計について全く議論しないまま法人化することを決定すると、現状よりも悪い制度になることも懸念される。法人化を行うべきであるというのであれば、法人化後に想定される組織形態の詳細が具体的に明らかにされるべきである。

日本学術会議は、今後、ナショナルアカデミーたる日本学術会議のあり方について、多分野の専門家の知見を活かし科学に基づく検討・協議を慎重に進めていくことを強く望むものである。

以上

「これまでの論点整理」の個別事項に対する日本学術会議からの指摘一覧

第8回有識者懇談会資料「これまでの論点整理（未定稿）」の記載には、以下の①～④に分類される問題がある。

- ①根拠に乏しく事実誤認または認識の違いがある事項
- ②事実の記述が一面的で記述が不十分な事項
- ③記述相互に矛盾がある事項
- ④書きぶりやエディトリアルな点に問題がある記載

これらの指摘、並びに日本学術会議と考えが異なる点（⑤）を以下に列挙する

箇所		元の文章	指摘	①	②	③	④	⑤
1 (1) (A)	1頁3行目	学術・科学の成果を文化として定着し	日本語として不自然				○	
1 (1) (B)	1頁中段	ナショナル・アカデミーは各国ごとに歴史的経緯やその在り方は異なるが、おおむね以下のような役割を担っている。 ①学術に関する国際的な議論の場に、国の代表として出席する役割／②高度化する社会課題に対し、学術的な助言を行う役割／③学術界として社会と対話する役割／④学術の振興策についてボトムアップで政府や社会に提言する役割	ナショナルアカデミーの機能については、懇談会の第二回の日本学術会議からの資料で説明したとおり、一般的には「荣誉・顕彰機能、助成機能、普及・啓発機能、科学的助言機能、国際機能、研究機能」などが挙げられるが、各国の事情に応じてそのすべてを満たすかどうかは異なる。欧米各国の場合にはほぼすべての機能を有していることに留意。しかし、日本学術会議の場合には、歴史的経緯から、普及・啓発機能、科学的助言機能、国際機能に限定された組織になっているということを正確に表現すべきである。よって日本の学術会議を検討する際にアカデミアの生態系全体を視野に入れることが必要と説明してきたところであるが、その観点が完全に抜け落ちていることは問題であると考え。 またここに記載された4項目と(2)我が国におけるナショナル・アカデミーの記載とは矛盾する。	○		○		
1 (2)	1頁最後の段落	我が国においては、日本学術会議法において、日本学術会議（以下「学術会議」という。）が我が国の科学者の内外に対する代表機関とされている	この記載の後に「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄する国の特別の機関であり、政府の中にあつて、政策に科学の知見をより良く反映させ、その時々政治的判断から独立して「真に学術的な観点」から踏み込んだ勧告も行ってきた」といった趣旨の記述をしていただきたい。		○			

1 (2)	2頁最初の段落	主要先進国ではナショナル・アカデミーは提言機能に加え、顕彰機能及び助成機能も有している。我が国においては、学術会議は提言機能を有し、顕彰機能及び助成機能は、日本学士院、科学技術振興機構及び日本学術振興会等が担っており、また、科学技術の振興を図るための基本的な政策については、総合科学技術・イノベーション会議が担当している。	この文の後に「また、日本学術会議は、これらの機関や学協会とも連携し、科学的助言機能をはじめとする役割を果たしている。」といった趣旨の追記をしていただきたい。		○				
2 (1)	2頁中段	国民と社会を、科学を啓発する対象として捉えている印象が強い。	法文のどの部分を指すのかを明確にしていきたい。日本学術会議法には「啓発」という文言はなく、日本学術会議憲章では、社会からの負託に応え、活動することを宣言している。	○					
2 (1)	2頁中段	これまでの活動の成果については、さまざまなステークホルダーをはじめとする国民及び社会のニーズを必ずしも汲み上げ切れていないとする意見がしばしば聞かれる。	これまでの懇談会の議論からわかるように、何が国民・社会のニーズであるかは自明ではない。 また第3回の懇談会では、社会的課題に少なからず応えてきたこととして、コロナの時の取り組み（webinarを中心に）、出生前診断、自動運転などや、科学政策に関する諮問への回答の例なども説明してきたので、それを記載いただきたい。	○					
2 (1)	2頁中段	これは、設立時の学術会議の目的が「国民生活への科学の反映浸透」であったことによることも一因である。	学術会議の目的規定を一因とすることの根拠がない。	○					
2 (1)	2頁中段	特に一方的な発信にとどまらず、科学や学術の在り方について、「国民に語りかけ問いかける姿勢」「国民の声に耳を傾ける姿勢」が求められる。そのような努力が、長い目で見ると国民の支持を得ることにつながる	「国民に語りかけ問いかける姿勢」とは何か、何を問いかけるのか、「国民の声に耳を傾ける姿勢」とは何か、といった具体性が記載されないまま、日本学術会議が現在、一方的な発信をしているかのような記述であり、不適切。サイエンスカフェなどの日本学術会議の対話の取り組みについてエビデンスとして例を入れて頂きたい。またこのことは、法人化とは関係がない論点であることはいうまでもない。	○	○				
2 (1)	2頁最終段落	学術会議を「科学者の総意の下に設立された組織」とし、国民及び社会という視点が欠けている現行法の建付けそのものが、国民の支持を基本とする公的組織の現代的な運営の在り方にそぐわない	現行法には「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」とあり、日本学術会議が人類社会の福祉に貢献すべきことは前文に書かれている。科学者の総意のために設立された＝国民・社会の視点が欠けているということにはならない。	○					

2 (2)	3頁最初の段落	国民に近い、国民のための学術会議（サブタイトル）と論旨	この小見出しのサブタイトルと本文との対応が不明。このサブタイトルの意味も不明。 現行法では「科学が自律性をもち、科学に基づいて科学的助言をすることが、人類の福祉、科学の進歩、ひいては国益にかなう」ことを前提としている。現行法等にどういった問題点がある、といった前提でこの項の記載がなされているのか、ご説明いただきたい。	○				
2 (1)	3頁最初の段落	国民の総意の下に設立されるべき組織である	「国民の総意に基づく」機関という性格を維持するためには、国の外にある法人であるよりも、国の機関として設置するのが自然である。学術会議の会員が次期の会員を自律的に選び、その選ばれた科学者を、国民の総意に基づくものとして総理大臣が任命するという現行制度は、独立性・自律性と、国民の総意に基づく機関という要請を両立させる仕組みと捉えることができる。					○
2 (2)	3頁最初の段落	科学の向上発展、及び国民並びに社会が行う合理的な判断、	行政に対する勧告という機能からして「行政」は当然入れるべき。『行政、国民及び社会が行う合理的判断』と修文頂きたい。		○			
2 (2)	3頁第2段落	また、学術会議と国との関係については、本懇談会としては、学術会議が以上のような使命・目的に沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと理解する	現行法は、日本学術会議の機能に鑑みて「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」としている。国が活動を保証し支援するのであるから、本規定を維持するべきと考える。					○
3 (2) (A) ②	4行目第2段	また、学術会議が行う科学的助言は、学術会議が幅広い学問分野の科学者が会員となっているメリットを生かして、総合的・俯瞰的分野横断的で、中長期的な視点に立って科学技術の将来を見通すものや課題を先取り・発見するものであることが望まれる	学術には、文学や理学のように人の心を豊かにしたり、夢を与える分野がある。この意味において、すべての提言が総合的、分野横断的である必要はなく、特定分野で先鋭的なものも必要であり、左記の記述は不適切。		○			
3 (2) (A) ③	4頁中段	学術会議においては、第25期を通じて99件の科学的助言を发出しており、科学的助言における総合的・俯瞰的視点の担保、外部との意見交換など一定の努力がなされてはいることは多とする	「任命見送り問題とその後の政府による組織改革の動きに対応するために、本来の機能が著しく制約される中」という記述を加えるべき。		○			

3 (2) (A) ③	4頁中段	国民の生き方や社会の在り方の指針となるような提言等がなされたか、国民や社会が直面する課題について素早く対応できたかといえば、国民の生き方や社会の在り方の指針となるような提言等がなされたか、国民や社会が直面する課題について素早く対応できたかといえば、我が国の「知の源泉」としての学術会議に対する国民の期待に応えられているとはいいたい	懇談会委員からはより良く役割と機能を果たす期待を表明いただいているので、日本学術会議がこれまで果たしてきた役割と成果もしっかり書いていただきたい。例えば、限られた資源の中で、コロナの時の取り組み（webinarを中心に）、出生前診断、自動運転など。科学政策に関する諮問への回答を行ってきたことは説明している。そのうえで「事務局体制や財政基盤の強化によってその役割を強化する必要がある」と記載していただきたい。		○			
3 (2) (A) ③	4頁中段	科学的助言の受け手との事前の意見交換や事後の働きかけ等のフォローアップが、必ずしも十分であったとは見受けられない。	第3回の懇談会で、科学的助言作成の段階での確認や実例も紹介、改善途上であることを説明している。またこのことは、法人化とは関係がない論点であることはいうまでもない。	○	○			
3 (2) (A) ③	4頁下段	科学の目的としてScience for Scienceが重要とする意見もあった。これは1999年のブダペスト宣言（「科学と科学知識の利用に関する世界宣言」）に基づく。ブダペスト宣言では、1. 知識のための科学：進歩のための知識、2. 平和のための科学、3. 開発のための科学、4社会における科学と社会のための科学が謳われ、Science for Scienceは「知識のための科学」を意味すると考えられる。しかしブダペスト宣言は、その表題にあるように、科学と科学知識の「利用」に関する宣言であり、科学の使命を述べているわけではない。むしろ本懇談会では、ブダペスト宣言の掲げる「社会における科学と社会のための科学」をどのように推進するかについて、学術会議がより積極的な役割を果たすべきという意見が多く聞かれた。	宣言（ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/siryo/attach/1298594.htm ）を読めばわかるとおり、これは21世紀の科学が果たすべき役割を論じたものであり、まさに「使命」を議論している。これを、「利用」の話であって「ミッション」ではないというのは全く的外れと言わざるを得ない。	○				○
3 (2) (A) ④	4頁最後の段落	平成16年（2004年）法改正による運営体制・意思決定の仕組みの見直しが見直しが期待されたようには機能していないとも考えられるが	根拠を示していただきたい。	○				
3 (2) (A) ④	5頁2行目	学術の進歩や社会の変化に応じて変化し進化するために、いかにして学術会議が自律的に活動し、そのための意欲と覚悟をもつ自立した組織となるかが問題の本質であるとする意見が多かった	多くの会員は学術と社会貢献への強い熱意に支えられて数多くの意思の表出を行ってきた。「覚悟」という言葉は「主な意見」のどこにも出てこない。何をもち「多かった」としているのか定量的に示してほしい。	○				

3 (2) (B) ①	5頁中段	学術会議事務局での勤務を若手研究者が国民や社会が直面する課題に学術的・科学的観点から向き合う経験を積む場とすること、学術会議事務局での勤務を高度な専門知識を必要とする確立した職となるようにすること等、若手研究者のキャリアパスの構築	日本学術会議事務局勤務という意味でのキャリアパスの構築とサブタイトル「学術の進歩、国民及び社会のための活動の拡大」とが整合しない。						○	
3 (2) (B) ①	5頁中段	学術会議事務局での勤務を若手研究者が国民や社会が直面する課題に学術的・科学的観点から向き合う経験を積む場とすること、学術会議事務局での勤務を高度な専門知識を必要とする確立した職となるようにすること等、若手研究者のキャリアパスの構築	若手研究者の人材交流を行うのは、事務局ではなく、企画WGのような場所であるべきである。それとは別に、事務局に博士の学位を有する人材も必要。							○
3 (2) (B) ①	5頁中段	学術会議と産業界等がこれまで以上に連携して取り組むことも求められる。	唐突な結論であり、博士人材のキャリアパスに関しては、産業界の姿勢が後ろ向きという問題の解決が必須であることを記載すべき。						○	
3 (2) (B) ②	5頁中段	このような観点からは、多様なステークホルダーとの連携・協働の拡大強化を可能とするような学術会議の取組が求められるところであり、現在の組織形態において運用上又は制度上の制約があるのではあれば、可能な限り除去されるべき	制約の内容が示されておらず、意味を成さない。現在とは異なる具体的な組織形態を想定して、それと現在の組織形態の長所と短所を比較すべき。		○	○	○			
4 (1) (A) ①	6頁最初の段落	国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考した候補者を内閣総理大臣が任命する	「学術会議の推薦に基づいて」という重要な文言が抜けている。						○	
4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考した候補者を内閣総理大臣が任命することが避けられない現在の組織体制	5要件の一つにある「公的資格の付与」について、組織に関する公的機能の付与と組織の構成員の選出に関する規定がある。総理大臣による任命がなくなるから良いという説明がされるが、公的な資格のための方策として任命のプロセスがある。このことといわゆる任命問題とは異なる問題であり、任命問題の正当化にはならない。		○					
4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考した候補者を内閣総理大臣が任命することが避けられない現在の組織体制	内閣総理大臣が、選考された候補をそのまま任命するという現行法で何が問題か明らかでない。理由も付さずに学術会議が選考した会員候補の任命を拒否するというような法が想定しない事態がおきなければ、総理大臣による任命行為という現行法の仕組みに何ら問題はない。なお、特別職の公務員である会員が、次の会員を選考し、それが（総理大臣の任命行為なく）会員となる、という制度設計も可能。総理大臣の任命行為がなければ、会員が公務員になれないというわけではない。						○	

4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	海外諸国のように学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組み	そうではない国も存在する。	○				
4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	海外諸国のように学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組みとする方が自然であり、独立性・自律性の観点から望ましい	「推薦に基づく」という文言とセットで読めば、両者の差異は相対的なものにすぎない。また独立性・自律性の観点から望ましいとしながら、その後に様々な制約が記載しているのは矛盾している。			○		○
4 (!) (A) ①	6頁第2段落	会員構成に学問の進歩や社会の変化が自律的に反映されていくような仕組みを整えることが肝要で	現在の3年ごとの半数改選は、まさにこの目的に合致している。					○
4 (!) (A) ①	6頁第3段落	活動・運営を担う会員の選考を組織内だけに閉じたものとせず	学術会議は、選考方針案について会員以外にも意見を聞くとともに、学協会や外部の団体にも会員の候補となるべき者の情報提供を求めており、「閉じた」という表現はその点で不適切。	○				
4 (!) (A) ①	6頁第3段落	選考過程に外部の目を入れること	先進主要国のアカデミーの例を見ても、会員の選考について原則として外部が関与することはないと理解（大栗委員の発言）。		○			
4 (!) (A) ①	6頁第3段落	外部に対して可視的に開かれた透明性の高いルールを制度的にも担保することなどによる選考過程の徹底的な透明化	第3回、第4回の有識者懇談会で説明した通り、第25期に行った第26—27期会員の選考」の選考手続は、透明性などの点で一定の改善がされている。また任命見送りの理由も提示されていない中、何をもって「徹底的な透明化」と述べているのかも不明である。	○		○		
4 (!) (A) ①	6頁第4段落	諸外国で行われているような複数回の投票制のように、コ・オプテーション方式が狭い範囲で行われないように担保する仕組みを併せて導入する	狭い範囲で行われているかのような印象を与えるので、不適切。事実だというなら証拠を示していただきたい。投票という形態はとってはいいものの他分野を入れた選考プロセスの透明化、ダイバーシティ（ジェンダー、地域、産学のバランス等）の確保等、何段階かによる選考を行っている事実とは異なる印象的な記述がなされている。選考方法も事前に公表している。終身制で、少数の欠員を投票制で補充するアカデミーと任期付きのナショナルアカデミーでは事情が異なる。欠員補充にどのように投票制を導入できるのか、具体的に説明いただきたい。					○
4 (!) (B) ①	6頁最後の段落	学術会議の活動・運営を担う会員には、異分野をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力がともに一定程度求められることは、組織形態の如何に関わらず、当然のことである。	専門分野によるロングリストの作成（ここでは、専門分野での知見だけではなく、国際学会（学術的な発表だけではなく、リーダーシップなどを含む）や社会に向けた活躍などを考慮しており、あたかも、異分野をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力を考慮していないかのような記述は不適切。	○				

4 (!) (B) ①	7頁上段	選考分科会ごとに事実上の枠があるような運用がなされていると感じられる	科学の諸分野が一定程度網羅されている必要があり（諸外国のアカデミーや学協会との連携などの場面での必要性）、多様な専攻分野から会員を受け入れる必要がある。そのことと、科学・学術に対する見識をもつ研究者を受け入れるということは矛盾しない。	○					○
4 (!) (B) ②	7頁中段	6年という比較的短い任期の下でコ・オペレーション方式により会員選考を行う現行制度は、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、短い任期で再任なしとすることによる人材枯渇のおそれ、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請という観点からは、最適であるとはいいがたい	上記の会員選考の議論の前にこの部分の検討を行うべきであるが、日本学術会議が、社会課題に適時に科学的助言を行うならば、一定の新陳代謝も必要（新しい学問分野や研究者が入ってくることも必要）であり、学術会議の役割・機能にこたえる制度設計を慎重に行う必要がある。						○
4 (!) (B) ②	7頁中段	6年という比較的短い任期の下でコ・オペレーション方式により会員選考を行う現行制度は、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、短い任期で再任なしとすることによる人材枯渇のおそれ、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請という観点からは、最適であるとはいいがたい	なお種々の説明や記述において、「厳格な」という言葉が多用されるが、厳格なとは何か、あたかも日本学術会議の選考や運営が厳格に行われていない事実があるかのような印象での記述があり、不適當。	○					
4 (!) (B) ②	7頁中段	(※) 他方、仮に現行の任期・再任の仕組みを見直す場合には、終身制等による会員構成の硬直化という弊害が生じないよう配慮することも必要である。	終身制にするべきと言っているのか、そうでないのか、趣旨が不明確。本文と※印は相互に矛盾する。		○	○			
4 (!) (B) ②	7頁中段	(※※) 仮に今次見直しに伴って法律改正を行うのであれば、例えば任期6年のまま1回まで再任（6年）を認めること、併せて現在70歳の定年年齢を75歳乃至80歳とすることなどを検討するべきである。	日本学術会議は、終身制や常勤制ではなく、6年任期の非常勤制をとって3年ごとに半分の会員を入れ替えることにより、新陳代謝を行う組織であるという特徴を有する。メンバーの硬直化を回避する現在の制度との比較検討が行われるべき。						○
4 (1) (B) ②	7頁中段	(※※※) 学術会議の会員数210名は先進諸国に比べて少ないことが指摘されており、今後拡大強化されるべき学術会議の活動・運営を十分に担えるような体制とするためには、会員数の増員も検討に値する	会員数を増やす場合には、事務局機能、旅費・活動費の予算が伴わなければ実現しないことを記載すべき。		○				
4 (!) (C)	8頁最初の段落	外国からのアドバイスを得るために国際アドバイザーボードを設置すれば十分であるなど、外国人を会員にする積極的な理由はないという説明を受けている	外国人が小委員会の委員という形で議論に参加しているという点に言及がない。		○				

4 (1) (C)	8頁最初の段落	外国人を正規の会員にするという諸外国並みのダイバーシティを追求することに伴う積極的な弊害についての説明は なく	正規会員として外国人が参加するには資料や会議などをすべて外国語に翻訳・通訳する必要がある。外国人会員について懇談会報告書で言及するのであれば、具体的にどのような組織運営の問題を生むか、少なくとも予算・人力的措置がなされなければ実現しないことを考えてから述べるべきであり、安全保障の観点からも慎重な検討が必要であることも記載すべきである。		○			
4 (1) (C)	8頁最初の段落	ダイバーシティの低い組織にとどまることは国際的にも国内的にも支持を失うという危機感を持つべきである	「ダイバーシティの低い組織」という評価も承服しがたい。会員選考においてバラエティーに富んだ、ダイバーシティのある会員をそろえることが重要であることはこれまでも発言しているが、そのような記載はされていない。他の機関と比べてもダイバーシティに配慮したものとなり、学術会議の会員構成は、地域性、性別等の観点から見て多様性が低い組織とはいえないことに言及がない。外国人会員に消極的ということではない。					○
4 (1) (C)	8頁最初の段落	ダイバーシティの低い組織にとどまることは国際的にも国内的にも支持を失うという危機感を持つべきである	外国人会員を可能にするために、法人化するというのは必須ではない。かつての、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」のような定めを、日本学術会議法に定めればよいだけである。		○			
4 (!) (D)	8頁中段	法人化により質的にも量的にも拡大深化していく学術会議の活動・運営について、リーダーシップを発揮しつつ適切にマネジメントしていくためには、これまで以上に慎重かつ丁寧なプロセスで選出することも検討すべきである。	法人化ありきの記述となっているが、法人化しなければ不要である。これをここに書き込むこと自体、法人化を前提とした本末転倒の議論である。また、法人化を前提とした場合の慎重かつ丁寧なプロセスとは何か、それらが必要という論理的つながりが不明			○		

4 (2) (A)	8頁中段	科学的助言の対象に立法府も加えること等の是非について、政府に置かれた本懇談会が直接言及することは控えるが、そのような活動が国の機関である限りは実際上困難であることは明らかである。	<p>国の機関である限りは実際上困難というのは、理由がない。国の機関が内閣を通じて、国会に意見具申することは可能。下記の例が参考になる。</p> <p>原子力損害賠償法 19条2項（国会に対する報告及び意見書の提出） 第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。 2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。</p>	○				
4 (2) (B)	8頁下段	産業界との連携・協働	実務を行う諸団体がある中で、産業界だけを特別扱いするのは、いかがなものか。					
4 (2) (B)	8頁下段	具体的で真剣味のある意見交換	あたかもこれまでの議論が真剣味がなかったようで不適切。	○				
4 (2) (B)	8頁下段	メリットも少なからず存在するのではないか	楽観的、希望的な記述に過ぎず、根拠がなく不適切。	○				
4 (2) (B)	8頁下段	対価を徴収して審議依頼に応じることができることとする場合、	<p>海外でも、学術的中立性という観点から認めない、または厳格な要件を定めており、慎重に議論する必要がある。また、基本的にNPOであるナショナルアカデミーは、対価を得る場合であっても、科学的助言は公開になる。それに対して個別企業が対価を支払うことは想定しがたく、おそらくは経済団体からの委託になると思われるが、その理解でよいのか。</p> <p>大学、研究者グループなどではなく、科学的助言機関としての日本学術会議に、どのようなタイプの審議依頼を誰がすると考えているのか、そのニーズを根拠をもって示していただきたい。</p>	○				○

4 (2) (B)	8頁最後 行以降	コントラクトによる仕事は、単なる請負仕事ではなく、相手方からの評価の中で学術会議の能力が問われることを通じて、活動水準のさらなる向上と学術会議の発展に道を開くものとしても期待できる。	「単なる請負仕事」と墮して日本学術会議の提言等の「科学性・学術性」を損なう可能性がないか否か、十分な議論が必要である。また対価がなければ、真剣味のある意見交換がなされないという趣旨に読める点も極めて不適切。助言の質は、第一次的にはピアレビューにより確保されるべきものであり、学術の本質を理解していない。主な意見の中にも対価をもらえるようにという意見はあったが、上記のコメントは含まれておらず、取りまとめのベースとなる意見の取捨選択が恣意的である。	○					○
4 (2) (C)	9頁上段	例えば一部のメディアから対価を得て継続的に科学的知見を提供したり、特定のメディアとの間で包括的な連携を目指したりすることは行いにくい面があることは否定できない。	このような活動は、法人化したとしてもNPOとしての日本学術会議が容易に行えるかどうか、疑問。ナショナルアカデミーとして中立・公平であることが重要。法人化して特定のメディアと連携を目指すというのは誤った考えである。中立性の観点から、特定のメディアとのみ関係を深める必要性を認めていないし、むしろ不適切であると考える。	○					○
4 (2) (C)	9頁上段	特定のメディアとの間で包括的な連携	メディアを通じた広報活動は、国などの公的機関が行うことも可能かつ実施しており、法人化しないとできないということにはならない。	○					
4 (3) (A)	9頁中段	学術会議においても、このような使命・目的に沿った活動を行い、活動・運営の透明性を確保しつつ、国民から求められる機能を適切に発揮することが、納税者たる国民から求められ続けることを十分に認識する必要がある	学術会議は、当然ながら、ナショナル・アカデミーとしての使命・目的をふまえ、その責務を自覚して活動してきた。国民に対しても説明責任を果たすよう努めてきたと考える。だからこそ国政府からの支援を検討すべきではないか。						
4 (3) (B)	9頁下段	今後、学術会議においては相応の財源が必要になると考えられるが、現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない	外部資金確保のためにはコストがかかることにも留意すべきである。	○					
4 (3) (B)	9頁下段	独立して自律的に活動する組織である学術会議が、国費に完全に依存するのではなく、少なくとも将来的に一定程度の自主財源を確保することを目指すのは極めて自然なこと	政治や行政からのみ独立すべきなのではなく、経済的利益や社会的圧力からも独立して活動することが必要。資金の出し手の意向や、経済界や企業が資金をどれくらいその年度に出せるかに依存した活動を行うようになることが妥当とはいえない。	○					
4 (3) (B)	9頁下段	審議依頼等のコントラクト	基本的に行政がそのような対価の支払に応じるかどうかという問題であり、現状、全くそのようになっていない。						○

4 (3) (B)	9頁下段	諸外国のアカデミーにおいても、通常そのような努力がなされている	欧米諸国の場合、資産を持ち、運用益が期待できる構造が歴史的に形成されているケースが多い。それ以外の「上からの西洋化」をした国のほとんどは政府機関。諸外国のアカデミーに関して、事実誤認があると思われるため、別途調査結果を説明する。	○					
4 (5) (A)	10頁下段	活動・運営の透明性の向上や自律的な組織として必要なガバナンス体制の確立が求められる	現状、どこが不透明であるかを説明していただきたい。	○					
4 (5) (C) ②	11頁中段	活動・運営に係る中期的な計画の策定などが必要になると考えられる	目標、評価について、5要件「活動面での政府からの独立の内部管理の独立」を担保するために日本学術会議が自ら設定すると記載すべき。 本文書には「中期的な計画」「評価」「監査」などの文言が散見されるが、日本学術会議が法人化される場合のモデルが「独立行政法人」となっていることを懸念。						○
4 (5) (C) ②	11頁中段	学術会議が独立して自由に行う活動・運営について、あらかじめ定めた基準に基づき、求められる機能が適切に発揮されているかどうかという観点から	あらかじめ定めた基準についてももう少し具体的に説明いただきたい。		○				
5 (1)	11頁下段	独立した立場から政府等に科学的助言を行う機能を果たすという観点からは、そもそも政府の機関であることは不適切である	これまでも政府等から独立した立場から助言機能を行っており、不適切な記述。	○					
5 (1)	11頁下段	国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい	制度面でも財源面でも様々な問題があることは指摘した通りであり、その解決に関する検討や見通しもないままの結論は、論理的とは到底いえない。また民間や法人に所属する会員が、果たして法人組織へ兼業する形で十分活動ができるのかといった観点からも検討していただきたい。						○
5 (1)	11頁最終行	国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、これまでの議論の中で確認されていない	会員や会長の選任、予算措置など、問題になりそうな論点について具体案が示されていないから、デメリットが確認できないだけのことである。						○